

清水町新体育館等基本構想・基本設計（案）に対する町民意見の検討結果

- 1 対象案件 清水町新体育館等基本構想・基本設計（案）
- 2 募集期間 令和5年1月20日（金）から令和5年2月20日（月）まで
- 3 意見総数 6件（6人）・10項目
- 4 提出された意見等の概要及び意見等に対する考え方

清水町新体育館基本構想・基本設計（案）に対する町民意見に対する考え方		
No.	提出された意見等の概要	提出された意見等に対する考え方
1	体育館が避難所となった場合において、受け入れ人数や給湯室、トイレなど避難者の意見を聞いた十分な設計となっているか。また、体育館が避難所となっている事例を参考にして欲しい。	<p>体育館の避難者受け入れ想定人数は310人程度を想定しており、自家発電機や断水時もトイレ利用できるよう計画しているほか、常時でも自由に使える授乳室や給湯コーナーを計画しています。</p> <p>避難所として活用できる施設とする上で、本町の過去の避難所開設状況を踏まえ3日間程度は多数の人を一時的に受け入れ、その後は一定人数を一定期間受け入れできることを想定して計画しています。</p>
2	体育館が避難所となった場合の毛布やパーテーション、飲み水等の防災備蓄の施設内の保管場所はあるのか。	防災備蓄の保管については、施設内の保管庫の活用のほか、屋外型の防災備蓄倉庫も検討してまいります。
3	1階に高齢者のレクリエーション（ボッチャ、ふまねっと、ヨガ、体操等）ができるフリースペースやサークル活動のできる場所を多く確保してほしい。	<p>現体育館同様に個人利用も予定していますので一般開放時間帯等はレクリエーション等にもご利用いただけます。</p> <p>また、計画している第2競技場は2階ではありますがエレベーターも設置し、広さは農業研修会館大集会室の1.5倍程の面積を確保しています。競技スポーツ以外でも半面はボッチャやダンス、豊常敷の半面ではふまねっとやヨガ等で利用してもらうことを想定して計画しています。</p>
4	農業研修会館のようなアイスホッケーや少年団等が合宿する場所が欲しい。	宿泊施設を町が建設することは考えていませんが、合宿等の受け入れについては民

		間施設の活用促進や送迎支援などを検討していきます。
5	小学生が放課後安心して運動ができる自由な場所が欲しい。	子どもが体を動かして遊ぶ空間としては、第2競技場の柔道畳を敷設している面を想定し計画していますが、子どもだけの自由な利用空間については安全面を考え想定していません。
6	第2競技場の卓球領域は高さが公式基準より1m不足している。また、照度についても定められているとともに太陽光が入らないようにしなければならない。長さにおいても通路等の確保のためには18メートルは必要である。さらに、領域は3面分以上を希望し大会時には7面分が必要である。	第2競技場の卓球領域は少人数での活動や練習などの日常的利用を想定して計画しています。そのため1階にも卓球台を配置して、利用人数が多い活動や大会開催においては、第1競技場等を利用してもらうことを想定し計画しています。 なお、第1、第2競技場は競技における外光の影響を考慮し計画していますが、照度については実施設計にて競技照度を確保してまいります。
7	エレベーターは卓球台や柔道畳等の物品が移動できるような大型エレベーターが必要である。	2階の競技場の大型備品は、頻繁に移動を行わないよう、柔道畳は第2競技場全面に敷設できる2面分を2階に配置し、卓球台は1階にも配置することを想定し計画しています。
8	第2競技場に更衣室を併設して欲しい。	現体育館の更衣室の状況から、更衣室を集約して利用していただくことで施設の効率化を図るよう計画しています。
9	幼児室は乳幼児の遊び場として天井の低い広場や作り付けの滑り台、ブランコやハンモック、スラックライン等が取付できるフック等の設備を充実して欲しい。	幼児室は、保護者がスポーツ活動する際に乳幼児等を見守る場所として計画しています。 子どもが体を動かして遊ぶ空間としては、第2競技場の柔道畳を敷設している面に運動遊具等を配置して大人の見守りの上で利用してもらうことを想定し計画しています。幅広い世代が利用するスポーツ施設

		<p>としているため、乳幼児の遊び場としての設備は計画していません。</p> <p>幼児が運動できるスラックラインやブランコ等が取り付けられる設備については、実施設計に向けて検討してまいります。</p>
10	<p>現在の体育館は夕方から夜間にかけての使用率が高いため、町民に不自由ない活動場所を提供するためには、小中学校の体育館も活用してはどうか。</p>	<p>学校体育館は現在も、学校教育に支障のない範囲で平日は17時30分から21時30分まで、休日は9時から21時30分まで町内の団体にご利用いただいています。</p> <p>引き続き、体育館が込み合う時間帯等については、学校体育館の活用を促進してまいります。</p>

5 検討経過及び検討結果

意見については、体育館建設庁内検討会議で検討し原案のとおり決定する。